

## 盛岡市法定外道路条例の制定について

平成 14 年 11 月 20 日  
建 設 部

## 1 経緯

- (1) 地方分権一括法(平成 12 年 4 月 1 日施行)により、国有財産特別措置法に基づく国有財産である法定外公共物(赤線～従来は国の委託を受けて、岩手県において県条例に基づき管理していたもの。)のうち、現に公共の用に供しているものは国から譲与を受け、市において市有財産として管理することとなった。

このため、現在譲与を受けるための申請事務を取り進めているところである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
申請地区面積 (国有林除く 約 427 km <sup>2</sup> )	65 km <sup>2</sup> <i>赤線区域</i> (約 1,600 箇所)	120 km <sup>2</sup> (箇所数は現在 調査中)	242 km <sup>2</sup> (箇所数は今後 調査予定)

\* (申請手続の都度財産が当市に譲与されることになるが、譲与手続の期限は、平成 17 年 3 月 31 日までとされている。)

- (2) 今年度譲与申請する法定外公共物の一部については、平成 15 年 1 月に譲与を受ける予定となっていることから、市における管理等の規程の整備が必要となり、今回「盛岡市法定外道路条例」を制定しようとするものである。

*管理財源国が一切なし。*

## 2 条例の作成等

- (1) 条例の規定については、禁止行為、許可を要する行為、占用料等の事項について現在管理している岩手県の管理条例を基本に「盛岡市道路占用料徴収条例」、「盛岡市道路占用規則」等を勘案し定めるものとする。
- (2) 施行期日  
規則で定める日からとする。

*青線一区画整理の際は自由につぶしおし ← 既に市管理。*